

議第13号

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月22日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加藤 忍

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3の備考中、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 鶴岡市朝暘武道館柔道場及び剣道場の冷暖房設備の2分の1を専用使用する場合は、この表に定める2分の1の額とし、当該冷暖房料に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。